

## 小規模多機能型居宅介護事業・看護小規模多機能型居宅介護事業事前申出

### 受付要項（建設費補助あり）（平成 28 年 4 月募集）質問回答等について

#### 質問 1

現在、障害福祉サービス事業所を運営している当法人所有の建物を改修して、小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を予定しており、既に抵当権が設定されていますが、認められないのでしょうか。

#### 回答 1

事前申出受付要項 4 ページの 5. (8) のとおり、既存の高齢者施設を改修し、小規模多機能型居宅介護等を整備する計画で、既に高齢者施設の整備を目的として抵当権が設定されている場合は、抵当権の設定を可能としておりますが、それ以外の場合は、抵当権等第三者の権利が設定されていないこと、または既に設定されている場合は、選定後、事前協議終了までの間に抹消される予定であることが必要です。

#### 質問 2

施設整備費補助金は、審査の結果妥当と認められれば 32,000 千円の補助額が交付されると考えてよろしいでしょうか。

#### 回答 2

事前申出受付要項 12 ページの「事前協議事業者決定後、事業者指定までの流れ」1. (4) のとおり、事業計画について、補助審査委員会の審査の結果、本市の補助事業として採択された場合は、施設整備費補助金を受けることが可能です。

補助額については、小規模多機能型居宅介護施設または看護小規模多機能型居宅介護施設を建設する場合に必要な施設設備整備費用と補助単価 1 施設あたり 32,000 千円を比較し、金額の低い方を補助額とします。

#### 質問 3

施設整備費補助及び開設準備経費補助について、補助金の交付予定日は何時ごろになるのでしょうか。

#### 回答 3

建物竣工後、補助事業の実績報告の審査及び現地での完了検査等を実施の上、施設整備費補助金の額の確定を行いますので、施設開所後概ね 1 ヶ月～ 2 ヶ月程度で補助金が交付されるものと想定しています。

**看護小規模多機能型居宅介護事業について、平成 28 年 5 月 12 日付で事業者から辞退届が提出されましたので、宮城野区第七地区（中野中学校区）は未整備地区となります。**

**詳細につきましては、「地域密着型サービス整備状況一覧表」(<http://www.city.sendai.jp/kenkou/ko-kikaku/>)をご確認ください。**